

高千穂町簡易水道事業経営戦略

団 体 名	： 高 千 穂 町
事 業 名	： 高 千 穂 町 簡 易 水 道 事 業
策 定 日	： 令 和 3 年 3 月
計 画 期 間	： 令 和 2 年 度 ～ 令 和 11 年 度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭和30年3月10日	計 画 給 水 人 口	11,751人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法非適	現 在 給 水 人 口	4,537人
		有 収 水 量 密 度	0.13千m ³ /ha

② 施 設

水 源	☒ 表流水, ☐ ダム, ☐ 伏流水, ☐ 地下水, ☐ 受水, ☒ その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	28	管 路 延 長 142千m
	配水池設置数	76	
施 設 能 力	1,649m ³ /日		施 設 利 用 率 62.56%

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	1ヶ月当たりの家庭用水道料金(消費税込)								令和2年度現在	
	区分	高千穂町上水道事業料金に統一								
	地区名	布平、向山北、黒仁田、天岩戸、竹の上、河内、所尾野、奥鶴、下河内、五ヶ所、上野								
	10㎡使用料金	1,570 円								
	20㎡使用料金	2,680 円								
	区分	簡易水道事業（公営）								
	地区名	徳別当	三原尾野	芝原	花の群	東岸寺	黒原	永の内	野方野	
	10㎡使用料金	2,200 円	1,100 円	330 円	1,265 円	880 円	2,200 円	1,100 円	990 円	
	20㎡使用料金	2,200 円	1,100 円	550 円	1,265 円	1,760 円	2,200 円	1,650 円	1,320 円	
	区分	簡易水道事業（公営）								
	地区名	田原	中瀬	馬場	田井本	黒口				
						黒口	竜泉寺			
	10㎡使用料金	1,650 円	1,100 円	880 円	770 円	715 円	660 円			
20㎡使用料金	1,650 円	1,650 円	990 円	770 円	1,320 円	945 円				
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)		平成30年4月1日								

④ 組 織

上下水道課は、令和2年4月1日現在11名体制で、課長・課長補佐・業務係(2名)・工務係(3名)・簡易水道係(2名)・下水道係(2名)となっている。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

令和2年度現在、簡易水道24のうち11が水道料金を上水道の料金に統一している。 また、簡易水道施設維持管理業務、水質検査業務などを民間業者に委託している。
--

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となっている。(令和元年度の経営比較分析表を添付)
--

経営比較分析表（令和元年度決算）

宮城県 高千穂町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	38.02	1,470	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
12,129	237.54	51.06
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
4,537	36.00	126.03

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①「収益的収支比率」は、高水準と言えるが、給水収益と一般会計からの繰入金で管理運営しているため、繰入金で賄っている部分も大きい。給水収益を上げるためには、滞納整理を強化することで収納率を向上させ、料金の見直しも今後検討していかねばならない。

⑤「料金回収率」も高く安定した経営状態であるが、不足分については一般会計繰入金で賄っているのが現状である。今後も更なる費用削減に取り組まなければならない。

⑥「給水原価」は、管理する費用を抑えているため、低く保たれている。費用の効率性は良好である。

⑦「施設利用率」は、類似団体と比較して高いが、給水人口の減少が予想されるため、施設規模の見直しも検討していかねばならない。

⑧「有収率」は、類似団体と比較して低く、施設の老朽化による漏水等も考えられる。今後、施設等の適正な維持管理のため更新計画を検討しなければならない。

2. 老朽化の状況について

施設等の中には30年以上経過している箇所もあり、各簡水組合で補助金制度等を利用して、施設の改修、管路の更新等老朽化に対応しているが、組合員の減少、高齢化により組合員の負担が大きくなり老朽化への対応が厳しくなってきている。

老朽化への対応を行ううえでも、早期統合を目指すしていく必要がある。

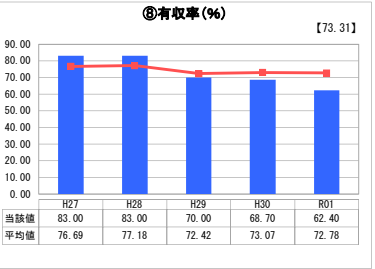
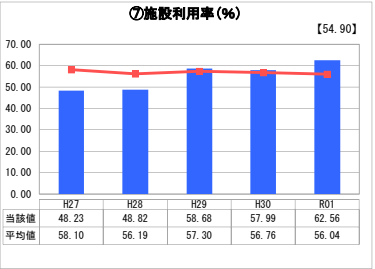
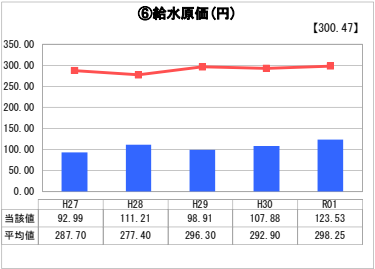
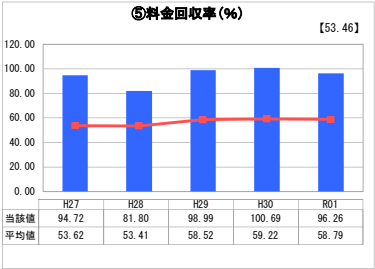
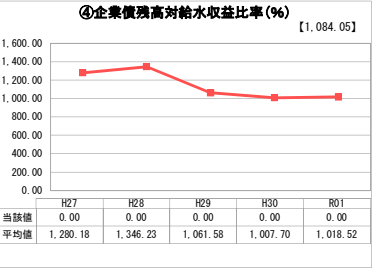
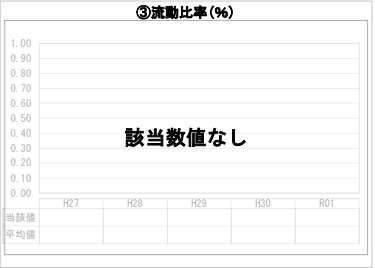
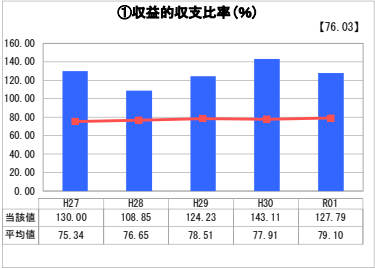
全体総括

各簡水組合とも高齢化が進み、施設等の管理運営が段々と厳しくなってきている。

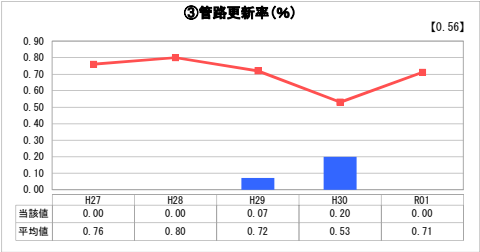
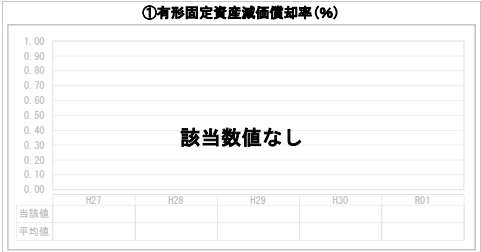
施設等の管理運営をすべて町で行うことにより、施設の管理、老朽化による管路更新などの問題点に対応していかなければならない。そのためにも、早期の統合が必要となってきたり、現在統合に向けての協議を各組合で行っているところである。

また、経営戦略については、令和2年度に策定の予定である。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所における人口予測値を利用し、給水人口を推計している。行政人口の減少とともに給水人口も減少すると見込んでいる。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
人口	11,933	11,717	11,509	11,303	11,096	10,889	10,678	10,478	10,278	10,078	9,878
増減人数	0	-216	-208	-206	-207	-207	-211	-200	-200	-200	-200
給水人口	4,537	4,417	4,339	4,261	4,183	4,105	4,026	3,950	3,875	3,799	3,724
給水人口率	38.0	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7	37.7
給水人口増減人数	0	-120	-78	-78	-78	-78	-80	-75	-75	-75	-75

(2) 水需要の予測

水需要については、給水人口が減少していくことから、同様の傾向をたどり有収水量は減少すると見込んでいる。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
年間有収水量(m ³)	497,225	484,108	475,514	454,683	446,356	438,029	429,541	421,495	413,450	405,405	397,359
年間総配水量(m ³)	796,836	775,815	762,042	728,659	715,314	701,970	688,368	675,474	662,581	649,688	636,795
一日最大配水量(m ³ /日)	1,649	1,323	1,303	1,246	1,223	1,197	1,177	1,155	1,133	1,108	1,089
配水能力(m ³ /日)	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
有収率(%)	62.4	62.4	62.4	62.4	62.4	62.4	62.4	62.4	62.4	62.4	62.4

(3) 料金収入の見通し

料金収入については、給水人口が減少していくことから、同様の傾向をたどり減少すると見込んでいる。主な収入を占める水道料金が減少の一途をたどることは、今後の水道事業経営に大きな影響を及ぼすと思われる。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
給水人口	4,537	4,417	4,339	4,261	4,183	4,105	4,026	3,950	3,875	3,799	3,724
調定額(千円)	59,497	57,565	56,543	55,531	54,514	53,497	52,460	51,478	50,495	49,513	48,530
収入済額(千円)	59,125	57,220	56,204	55,198	54,187	53,176	52,146	51,169	50,192	49,216	48,239
収納率(千円)	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4

(4) 施設の見通し

施設等30年以上経過をしている箇所も多く、各簡易水道組合で補助金制度等を利用して、施設の修繕等老朽化対策を行っているが、組合員の高齢化により組合員での対応が難しくなっている。老朽化への対応を行ううえでも、上水道との統合を早期に行う必要がある。

(5) 組織の見通し

今後も業務の効率化を図るため、組織の見直しを検討しなければならないが、災害時等の対応を考慮すると人員削減は現実的ではない。研修等の参加により、水道に精通した職員知識を深め育成が必要である。

3. 経営の基本方針

- 計画的な経営改善
施設等30年以上経過している施設の更新を進めていく必要がある。適正な事業計画と財政計画を基に経営改善を行う。
- 収入の確保
主な収入は料金収入であるが、給水人口減少により収入は減少していくことから、収入確保のため使用料の収納率を向上させるべく滞納整理の強化を図り、料金収納率向上に取り組む。
また、料金改定も視野にいれ、国庫補助金等の資金の調達を検討し健全な経営を行う。
- 施設の適正な維持管理
安全で安定的な水の供給のため定期的な点検により状況を把握し、これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率化とコスト削減に取り組む。

4. 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり
- (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	安全で安定的な水の供給のため施設の更新や修繕を計画的に行う。 また、簡易水道施設の統合を行うことにより、施設管理の合理化を行う。

老朽化している施設の維持補修の費用として計上している。今後、施設を適正に維持管理するための投資を計画的に行えるよう、施設・設備の更新計画を検討する。
また、水源施設の脆弱な施設については隣接する水源との施設統合を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	給水人口が減少していくことから料金収入が年々減少傾向であるが、収入の確保に努め適正に経営し収支の均衡を図る。

現在の主な収入は料金収入であるが、不足分に対しては一般会計繰入金で賄っている。料金収入が増収となるよう滞納整理を強化することで使用料の収納率を向上させ、安易に一般会計繰入金を増加させることのないよう努める。
また、給水区域内の水道普及率向上と共に、漏水調査を行い有収率の向上にも努めたい。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

経費は施設の維持管理費等にかかるが、個々の施設について検討し、民間に委託できる部分は委託し経費の節減を行う。人件費については、現状どおり2名分を計上している。修繕費に関しては、施設の老朽化に伴い年々増加していくため、修繕経費の平準化を図りたい。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (P F I ・ D B O の 導 入 等)	なし
施 設 ・ 設 備 の 廃 止 ・ 統 合 (ダ ウ ン サ イ ジ ン グ)	簡易水道施設及び上水道への統合を行い、施設の合理化を行う。
施 設 ・ 設 備 の 合 理 化 (ス ペ ッ ク ダ ウ ン)	なし
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	今後、老朽化した施設の修繕や更新を計画的に行う必要があり、限られた財源で実施するため、投資の平準化を検討する。
広 域 化	なし
そ の 他 の 取 組	なし

② 財源について検討状況等

料 金	人口減少などによる料金収入の減少に伴い、改定を検討する。
企 業 債	なし
繰 入 金	不足分に対して一般会計繰入金で賄っている。一般会計繰入金に依存しないよう使用料の収納率向上及び経費節減に努める。
資 産 の 有 効 活 用 等 に よ る 収 入 増 加 の 取 組	なし
そ の 他 の 取 組	なし

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	民間に委託できる部分は委託し施設管理の効率化を検討し、経費節減に努める。
修 繕 費	定期的な点検により状況を把握し、計画的な修繕を図る。
動 力 費	機器の更新時には、経費節減効果の高い機器の導入検討を行う。
職 員 給 与 費	なし
そ の 他 の 取 組	なし

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	経営の状況等を踏まえ、毎年進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。 また、今後、企業会計に移行した場合は見直しを行うこととする。
-------------------------	--

収 支 計 画

(単位：千円，%)

年 度				R1	R2										
区 分				〔 決 算 〕	〔 決 算 〕	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)			78,493	88,208	76,604	75,598	74,587	73,476	72,446	71,469	70,492	69,516	68,539
	(1)	営 業 収 益 (B)			59,360	57,420	56,404	55,398	54,387	53,326	52,296	51,319	50,342	49,366	48,389
		ア 料 金 収 入			59,125	57,220	56,204	55,198	54,187	53,176	52,146	51,169	50,192	49,216	48,239
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他			235	200	200	200	200	150	150	150	150	150	150
	(2)	営 業 外 収 益			19,133	30,788	20,200	20,200	20,200	20,150	20,150	20,150	20,150	20,150	20,150
		ア 他 会 計 繰 入 金			18,925	30,588	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		イ そ の 他			208	200	200	200	200	150	150	150	150	150	150
	2	総 費 用 (D)			61,422	70,000	60,000	60,000	60,000	60,500	60,500	60,500	60,500	60,500	60,500
	(1)	営 業 費 用			61,422	70,000	60,000	60,000	60,000	60,500	60,500	60,500	60,500	60,500	60,500
		ア 職 員 給 与 費			20,633	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
		ウ ち 退 職 手 当			0										
		イ そ の 他			40,789	50,000	40,000	40,000	40,000	40,500	40,500	40,500	40,500	40,500	40,500
	(2)	営 業 外 費 用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ア 支 払 利 息			0										
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)			17,071	18,208	16,604	15,598	14,587	12,976	11,946	10,969	9,992	9,016	8,039	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1)	地 方 債			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		資 本 費 平 準 化 債			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2)	他 会 計 補 助 金			0										
	(3)	他 会 計 借 入 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金			0										
	(6)	工 事 負 担 金			0										
	(7)	そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	資 本 的 支 出 (G)			101	2,000	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	(1)	建 設 改 良 費			101	2,000	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		ウ ち 職 員 給 与 費			0										
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)			0										
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)	そ の 他			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)			△ 101	△ 2,000	△ 2,000	△ 2,000	△ 2,000	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000	△ 3,000	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)				16,970	16,208	14,604	13,598	12,587	9,976	8,946	7,969	6,992	6,016	5,039	
積 立 金 (K)				0											
前年度からの繰越金 (L)				4,443	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
前年度繰上充用金 (M)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)				21,413	17,208	15,604	14,598	13,587	10,976	9,946	8,969	7,992	7,016	6,039	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)				0											
実 質 収 支 黒 字 (P)				21,413	17,208	15,604	14,598	13,587	10,976	9,946	8,969	7,992	7,016	6,039	
(N)-(O) 赤 字 (Q)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)				127.8	126.0	127.7	126.0	124.3	121.4	119.7	118.1	116.5	114.9	113.3	
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 (R)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)				59,360	57,420	56,404	55,398	54,387	53,326	52,296	51,319	50,342	49,366	48,389	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地 方 債 残 高 (X)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

○他會計繰入金

[illegible]